

事務連絡
令和2年5月27日

不動産関連団体 御中

国土交通省土地・建設産業局不動産課

「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律」及び「民事執行規則等の一部を改正する規則」の施行に伴う不動産競売手続の変更点について

不動産競売における暴力団員の買受け防止のための方策等を内容とする「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律」(令和元年法律第2号)及び「民事執行規則等の一部を改正する規則」(令和元年最高裁判所規則第5号)が、4月1日、施行されたところです。

つきましては、不動産競売に係る改正の内容は、添付した資料の通りですので、貴団体加盟の事業者に対して周知を頂きますよう、よろしくお願いいたします。